

研究論文

中学校教授要目における教科内容決定の根拠

——「講読」（「国語講読」）および
「国文学史」の規定の変遷とその意味——

八木 雄一郎*

Basis of deciding curriculum in prewar Japanese education

Yuichiro YAGI

1. はじめに

1-1. 問題の所在

明治30年代から昭和10年代にかけて旧制中学校の国語教育の内容を規定してきた法令が、中学校教授要目である。

1902(明治35)年に制定された最初の中学校教授要目(以下、「要目①」と略記)の特徴は、「講読」の内容を今文、近世文、近古文に限定したことにある。このとき中古文、上古文は第五学年の第三学期に設置された「国文学史」の中でのみ原則的に扱われることになった。この「国文学史」は、1911(明治44)年の中学校教授要目改正(以下、「要目②」と略記)において国語及漢文科の科目から廃止されることになる。「国語講読」の内容は依然として現代文^①、近世文、近古文に限定されていることから、「国文学史」の廃止によって、中古文と上古文は国語及漢文科の内容から制度上除外されたのである。しかし、要目②から20年後の1931(昭和6)年に制定された中学校教授要目改正(以下、「要目③」と略記)においては、要目①②において示された方針が転換することになる。まず、要目①で規定された「国語講読」の内容の時代的制限が撤廃され、今文から上古文まですべての時代の作品を扱うことが認められることになった。さらに、第五学年の「国語講読」においては「国文学ノ史的発展ヲ略述シ国民性ノ由来スルヲ知ラシムベシ」という記述が加えられることになった。つまり、要目②で廃止された「国文学史」

*筑波大学大学院人間総合科学研究科学校教育学専攻(人文科教育学)

的内容が再び国語漢文科^②の内容に組み込まれたのである。

要目①②③において示された規定は、国語教育における「古文」概念の形成過程を辿る上で重要な指標となると思われる。しかし、このような変遷が生じた要因については、いまだに明らかになっておらず、先行研究などを見出すこともできない状況である^③。

1-2. 研究の目的と方法

要目①②③における教科内容の変遷が生じる過程においては、どのような議論が交わされてきたのだろうか。さらに、この変遷をもとに国語教育における「古文」概念の形成過程について考察したとき、明らかになることは何か。これが、本稿における問いとなる。

そのために、『教育時論』『大日本教育会雑誌』『国語教育』など、明治中期から昭和初期において刊行されていた雑誌などに掲載された論稿、記事を手がかりにしなが、要目①②③の制定、改訂の要因について検討していく。そしてそれを踏まえた上で、中学校教授要目の変遷が示唆する「古文」概念の形成過程について考察を試みる。

2. 「国語」と「古文」の原初的形態—要目①（1902(明治35)年)—

「講読」の内容を今文、近世文、近古文に限定し、「国文学史」の設置を行った要目①の原案となったのが、要目①公布の4年前にあたる1898(明治31)年に刊行された『尋常中学校教科細目調査報告』(以下、「調査報告」と略記)である。これは、「中学教育ノ統一」を目的として行われた文部省による調査の報告書であり、結果的に「教授要目の重要参考文書」となるとされるものである^④。国語科についても、その内容には要目①との間に多くの類似性が見出せる。「国文学史」の設置も調査報告において既に定められている。しかし、調査報告における「講読ノ内容」の時代的範囲は、今文、近世文、近古文、中古文であった。つまり、この時点では「講読ノ内容」から除外されたのは上古文に留まり、中古文はその内容としてまだ認められていたのである。その中古文がなぜ4年後の要目①においては「講読ノ内容」から除外されるに至ったのだろうか。その過程における議論を分析することが、要目①の成立過程を探る上でのポイントとなる。

この調査報告の国語科調査委員は上田万年、高津楯三郎、小中村義象^⑤、芳賀矢一の四名である。このうち、上田と小中村の間には、調査報告の内容をめぐる

対立があったことが当時の新聞『萬朝報』の1898(明治31)年1月27日号において報じられている。以下の引用が、その記事である。

「国語教授連の軋轢」

文部直轄学校の国語科教授の中先に大学古典科出身者と現大学出身者との間折合宜しからず近来に至りては互に私行隱事を発き蝸牛角上の争ひ愈よ甚しく現大学出身者は上田萬年を謀主に推し古典科派は小中村義象を領袖と仰ぎ恰も呉越の觀ありと云ふ(下線筆者)

この記事にある「大学古典科」とは1882(明治15)年に設立された東京大学文学部附属古典講習科を指し、「現大学」とは東京帝国大学のことを指している。小中村は前者、上田は後者の出身である。もともと、「恰も呉越の觀あり」とまで評されてはいるものの、文献資料として入手できるかたちの議論、たとえば誌上討論のようなものをした形跡はない。しかし、それぞれの国語教育觀を詳細に見ていくと、二人の対立を導いた論点は自ずと明らかになってくる。そして、この対立の様相から、要目①における中古文除外の要因を検討することができる。

まず、上田の国語教育論の特徴は、従来の国学に対する批判を伴いながら展開されていることにある。その国学批判は『萬朝報』の報道の10年以上前から繰り返されてきたものであった。たとえば、「和学者」、つまり国学者を「万事復古主義で推し切らうといふわからぬ見識」⁶⁾を立てる者などと批判している。ここで注意したいのは、上田は、古典研究そのものを否定しているわけではないことである。上田が訴えるのは、上古中古の言語や文章上の言語にのみ傾倒するのではなくて、同時代の言語や談話上の言語も、言語研究の対象として認めていくことである。そして提案するのが、「国文研究」と「国語研究」、すなわち「国文学」と「国語学」の区別を明瞭にすることである⁷⁾。

私は国文研究の国語研究との区別を、明かに立てようといふ論者であります。国文学の主とすべき所は、日本特有の文章、即ち日本の言葉の上に、日本人固有の思想及感情が、日本人独得の美術的技量を以て写されて居る者、所謂日本の美文学、又は純文学に就てであらうと考へます。(略)それとはかはり、国語学の主とすべき所は、日本の言葉で、殊に其上の法則に就てであります。

上田は、過去の文章を研究するのが「国文学」であり、現代の談話を研究するのが「国語学」であるとする。そして国語学の目的を「凡ての人に自然である、

明瞭である、正しき話し、正しき読み書きの出来る」ことに置き、その先の彫琢を国文学の目的としている。そして、「国語学」と「国文学」を対置して、以下のように述べる⁽⁶⁾。

一は平民的で、一は貴族的、一は実業的で一は美術的、一は普通教育の支配するもので、一は高等教育の支配するのであります。

つまり、過去の文章の研究（「国文学」）は高等教育の領域とし、「普通教育」においては、日常用いられる談話上の言語の研究（「国語学」）の成果を教科内容とすることが上田の国語教育論であった。いわば、「国語学」的国語教育論の提唱者が上田である。

これに対し小中村義象は、「国学」的国語教育論の主導者であった。小中村は、『日本文学全書』の刊行に携わるなど、明治期の「古典勃興」に大きな貢献をしたとされる国学者である⁽⁷⁾。同時代の言語表現の教育を重要視する論調が着実に大勢を占めていく中で、小中村は、粘り強く古代の文章の教育価値を訴え続けていた。その論の特徴は、国学が「社会発達ノ一助」⁽⁸⁾をなすことに基づき、国学および「古文」の教育的有用性を明らかにしていくところにあるといえる。たとえば、1889(明治22)年に発表した「教育家諸氏の一考を煩す」という論稿では、国学的な教育の必要性を「世の教育家」に対して論じている⁽⁹⁾。小中村によれば「本国乃歴史に通じ、本国乃文学を知り、本国乃言語を明らむる」ことは「国民の教育の第一の要」であり、それによって「おのつから其国を愛する情を感発せしむる」ことになるとする。また、1895(明治28)年の「国語科を論ず」⁽¹⁰⁾においては、「国語科にて古文を読まざるべからざる理由」のひとつに「文思」を養成することを挙げている。「文思」とは、その多寡によって「人を感じしむる上に於て、またみづからの心を慰むる上に於て大に差異」を生じさせるものであるという定義がなされていることから考えると、いわゆる文学的な感性のようなものを指すのであろう。この「文思」の養成に、最も適しているのが古文であるとする⁽¹¹⁾。

古文の今にのこれるものは百人にすぐれ、千人にすぐれ、万人にすぐれて、最も賞讃せられしものなり。(徒然草、土佐日記のごときもその類)さればその思想のごときも、凡人にまされること遠しとするべし。われら後の世に生れて、その文を読み得、その文を味ひ得るは、文思を養ふ上に於て、最も有力の材料となること、猶美術家が古画古彫刻等を弄ぶがごとくなるべし。

このように考えれば「普通教育に、名家の古文を研究することの備あること」は、自然と理解されると述べる。

上田と小中村の国語教育観の相違は、中古文をどのようなかたちで取り扱うのかという点において顕著となる。小中村の場合は、あくまで「講読」の時間に扱うことを求めているといえる。「古人の文学思想」の理解は、「その書の性質文体のわかるまで」読み込ませることによって達成できるものと述べている⁽⁴⁴⁾。しかし上田は、そのような教育観を容認できない。そもそも上田の国学批判の核は、そのような古代の文章を重視する「講読」観に対してこそあるように見える。それは、以下のような主張の中に、端的に表現されていると思われる⁽⁴⁵⁾。

上古及中古文の言語上の規則が、此明治の大御世の立派な言語の文典を支配しようといふのは、殆ど我等の解しかぬる事であります。しかし教育者はあまり議論もない様子で、その様な文典と共に徒然草や十訓抄やを、まじめに国語教授の上に用ゐて、少しもあやしまぬのであります。

イ・ヨンスク(1996)は、国学批判を繰り返す上田万年の態度の根底には、〈現在性〉というものについての明確な意識があったとしている。それによって上田は、「国語」の根拠を、過去に書かれた文献にではなく、現在話される言語のなかに求めることができたとする。上田が表明する国学的な教育観に対する批判や不満も、この〈現在性〉という、同時代の言語表現、しかも音声言語への重要視がもたらしたものである⁽⁴⁶⁾。

両者の主張を「国語」と、その対概念としての「古文」という観点から整理してみたい。まず、小中村の場合は中古文も「講読」の内容として、つまり「国語」の内容として扱うものと考えている。それに対して上田は、上古や中古のテキストは「国語」では扱わず、あくまで「古文」の時間として別に取り立てて教授するものと考えているのである。この場合の「古文」の役割を担ったのが、要目①において設置された「国文学史」である。つまり、小中村は「講読」(国語)で、上田は「国文学史」(古文)の中で中古文を扱うべきというところに、彼らの対立の焦点があったといえる。結果的に要目①において中古文は「講読ノ内容」から除外されることになる。つまり上田の「講読」観が採用されるのである。これには上田が当時、文部省の専門学務局長を務めており、要目①の制定に直接的なかわりをもつことができたことも影響していると思われる。そして、この要目①における「講読」と「国文学史」の分化が、「国語」および「古文」の原初的形態

であるといえる。この形態が、その後の要目の改訂に伴いどのように変化していくのかに注目していきたい。

3. 「国語」への傾斜 — 要目② (1911(明治44)年) —

前節においても言及した『尋常中学校教科細目調査報告』の調査委員のひとりであり、「国文学史」の設置に大きな関わりを持ったと考えられる芳賀矢一は、「国文学史」について、以下のように述べている⁽¹⁷⁾。

国学と云ふもの、主要なる目的が文学史の研究にあると同じく、中等教育に於ける所の国語と云ふもの、教授の中枢となり其の最も大切な所となるのは文学史でなければならぬのである。

芳賀が強調するのは、「国文学史」の教授は、「日本歴史」の時間の中ではなく、あくまで「国文」(当時の正式な教科名称は「国語及漢文」)の中で行うことである。芳賀によれば、例えば万葉集の巻数や成立年代といったものは「日本歴史の一節としてそれ文の事実は教へることが出来る」が、それは「国文学史」の教授ではない。国文学史とは「政治歴史、文明史とは又大に違つた領分」があり、あくまで別に「国文」の時間に扱わなくてはならないのである。その理由を芳賀は以下のように語っている⁽¹⁸⁾。

文学史の目的は種々ありますが、元来文学史と云ふものは国民の思想感情を尽く発露したもので、それを知るのが目的であります。文学と云ふものは一般の科学に対し學術に対しまして一種別なものである。真理を語るものでなく寧ろ空想を話すものである。さう云ふ領分を持つて居る文学それを取つて研究するのが文学史でありますので、其の国民の想像国民の思想の走つた領分を引括めて其の歴史を見るのが即ち文学歴史で、国民の心性と云ふものがそれに依つて分るものでありますし、国民の思想感情の歴史がそれに依つて分ると云ふことが文学史の目的であるのである。

つまり、いうなれば日本人としての国民性の涵養のために、「国文学史」は重要な科目と見做されていたのである。

しかし、この「国文学史」は、要目①から9年後(1911(明治44)年)の要目②において、国語及漢文科の科目から廃止されることになる。「教授の中枢」とまで重要視された「国文学史」が、なぜ一度の改正で廃止されることになったのか。

これに対する文部省の公的な見解は見当らない。明らかになっているのは、文部省が、1909(明治42)年に中学校長会議に対して「国語科に於て国文学史を教授するの要否」について諮問していることである⁽¹⁹⁾。これに対する答申は「国文科に於て国文学史を教授するを要せず」というものである。これが要目②における改訂に大きな影響をもたらしたと考えられる。それは、これより約2年後に公布された要目②の文言に、中学校長会議答申との類似性を読み取れる箇所が多く見られるためである⁽²⁰⁾。その中でも「国文学史」の廃止は、最も直接的に答申の考え方が表れたものだといえるだろう。しかし、このような答申に至る過程を探るためには、やはり当時の教育雑誌などの記事を参照する必要がある。

たとえば『教育時論』は、要目①に対して、その公布前後から、ほぼ一貫して批判的な立場を示していた。その批判の要点は、要目①の規定のままでは、各教科の専門性が高すぎるため、授業についていけない生徒が出てくる恐れがあるということにあった⁽²¹⁾。「国文学史」に関しても、『教育学術界』や『國學院雑誌』などに、その存廃に関する論稿が複数掲載されている。そこには不要論や擁護論など、対立的な見解として捉えられるものもある⁽²²⁾。当時の「国文学史」の存廃をめぐる議論について、東京高等師範学校教授・玉井幸助は、「理想論」と「実際論」の対立であったと後年総括している⁽²³⁾。すなわち、「国民文化の重要な一分野を占め、しかも国民思想の発達の上に緊密な関係を有する国文学の智識が、単に断片的に与えられて居るようでは、中堅国民としての資格がない」と考えるものは、「国文学史」の存続を求め、一方、「専門的文学史の興味は心理上の事実として中学生時代には尚早である。」と考えるものは「国文学史」の廃止論を展開していたと述べる。玉井は、存続派を「理想論」、廃止派を「実際論」として、その対立の構図を描いていた。

このような「国文学史」の存廃をめぐる議論は、中学校の学習内容の範囲あるいは程度についての考え方の相違から生じたものである。要目①や「国文学史」の存廃をめぐる議論がなされていた時期は、中学校の規模や性格が変化していく時期だった。中学校の学校数、生徒数は、1890年代(明治23～32年)から1900年代にかけて(明治33～42年)、ともに着実に増加の傾向を示している⁽²⁴⁾。さらに、米田俊彦(1992)が指摘するように、1900年代は、従来の中学校が担ってきた「エリート養成」という性格が以前よりも弱まった時期であった⁽²⁵⁾。中学校の役割が変化していく過程では、必然的に、その教育内容の範囲や程度が見直される

ことになる。その見直しの過程において、「国文学史」が存廃のボーダーライン上にあったことは、不要論や擁護論などの様々な議論が生じていたことが示しているだろう。

要目②における「国文学史」の廃止の意味を、要目①からの経過を踏まえて考察すると、以下のように述べることができよう。要目①に反映されているのは、明治20年代から主流になってきた国語教育観、あるいは「講読」観である。『教育時論』や『大日本教育界雑誌』などに掲載された論稿を手がかりに時代を遡ると、日常的に使用する言語文章を教育内容の中心にしようという主張は、明治20年代から継続的に論じられてきたものであることがわかる⁶⁰⁾。この主張は同時に、国語教育の実践や教科書に、古語や古代の文章に偏重する姿勢が見られることに対する批判でもあった。このような、日常的な言語・文章を中心にし、古語や古代の文章への偏重を否定する方針を制度として最初に明示したのが1902(明治35)年の要目①である。この方針は「要目」②にそのまま継承されている。あるいは、「国文学史」の廃止ということを視野に含めると、要目①の方針は要目②においてより徹底されたと見ることもできる。「要目」①においては「国文学史」(古文)を設置することによって、中古以前の文章を国語及漢文科の教科内容の一部として存続させたのに対し、要目②においてはそれを廃止し、日常的な言語・文章を理解し、表現する能力を養うための規範となる近古時代以降の文章のみ、すなわち「国語」のみを教科内容としたのである。これが、中学校の役割が変化していく中で採られた措置であった。

4. 「現代文」および「古文」概念の確立と教材採択の根拠の移行— 要目③1931(昭和6)年—

要目②の公布下である1916(大正5)年に創刊された雑誌が、保科孝一が主幹を務める『国語教育』である。これは、最初の国語教育専門誌であり、多くの研究者や実践家たちが当時の国語教育や国語問題について主張を展開する場となったものである。要目③において「講読」の内容から時代的制限が撤廃されるまでの過程における思潮を探るためには有効な資料である。

『国語教育』の創刊から要目③が公布される過程においては、多くの論者たちが上古文、中古文、そして「国文学史」的内容を国語及漢文科の内容に加えるよう主張している。たとえば主幹の保科は、「講読」の内容から時代的制限が撤廃され

ることを訴え続けた論者のひとりである。その主張の根拠は、教材の採否は文章の内容や形式の難易などによって判断されるべきであり、短絡的にその作品が書かれた時代によってのみ判断されるべきではないということにあった²⁷⁾。

現行の規定によると増鏡から教材を採択し得るのであるが、大鏡からはこれを許されない。伊勢物語や土佐日記からは勿論これを許されない。しかるに徳川時代の国学者の手になつた擬古文には随分晦渋なものがあるが、それは平安朝の文学におけるものよりも難解なものであつても、近世文として採択することが許されるのである。かくのごとく文章の実質や形式に重を置かないで、その創作された時代によつてその採否を定めるやうになつてゐる現在の習慣ははなはだ当を得ない。ゆゑに時代からいへば中古文まで遡り、採否は文章の実質や形式に重を置いてこれを決定するやうに要目を改めることが至当であると思ふ。

ここで保科は、中古文を含めた古代のテキスト群全般に「国語講読」の教材としての意味を認めているのである。これは、要目①の成立過程において現代語重視の国語教育論を展開した上田万年との相違点として注目されるところである。上田が「講読」の対象として承認できたのは、近古時代以降の和漢混淆文体を中心としたテキスト群であつた。要目①の作成において中心的な役割を担つた上田は、このような「講読」観にもとづき、上古文・中古文（特に和文体のテキスト群）は、「講読」ではなく「国文学史」という科目を他に設置して扱う方針を採つたのである。しかし保科は、そのような文学史的時代区分によって「国語講読」の内容を制限しようとはしていない。その考え方は、以下の引用からも読み取ることができる。要目②において「国語講読」の教材の条件として示されている「右諸種ノ文章ハ我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ベ同義的觀念ヲ涵養スルニ足ルモノ、忠良賢哲ノ事蹟ヲ叙シ修養ニ資スベキモノ、文学的趣味ニ富ミ心情ヲ高雅ナラシムルニ足ルモノ、又ハ日常生活ニ裨益シ常識ヲ要請スルニ足ルモノ等タルベシ」という文言について論じた箇所である²⁸⁾。

ここで国語教育におけるこの重大な任務を現代文のみの講読によつて果し得られないことは、何人も認めるところである。現代文には日常生活に裨益し常識を養成するに足るものが豊富に存在するけれども、わが国体及び民族の美風を記し国民性を發揮するに足るものはかならずし

- も多いとは言へない。おなじくわが国体や民族の美風を記したものであつても、近古文で読む場合と現代文で読む場合とでは、その受入れ方が非常に違ふ。平安朝や鎌倉時代の文学を味はふ場合には、自然われわれの品性が向上していくやうに感ずるのでつまり人格の養成品性の陶冶の上から見て、近世近古文の価値は現代文よりはるかに大なるものである。

このように、『国語教育』誌上で展開された「国語講読」観は、前節において示した要目①②における「国語講読」観とは一線を画しているといえる。「現代文」、つまり日常的な言語・文章を中心にするという要目①②の方針が否定されているわけではないものの、これと同時に、上古文や中古文をも「国語講読」の内容に含みうるという考え方を打ち出しているのである。しかもここにおいて示された「国語講読」観は、1931(昭和6)年の要目③において示された「国語講読」観との間に共通性が認められるものである。先述のように、要目③においては「国語講読」の内容から時代的制限が撤廃され、上古文から現代文まですべての文章を扱うことができるようになったのである²⁹⁾。このような、広範な「国語講読」観を保科や『国語教育』の論者たちが提唱できたのは、要目②から要目③に至る過程において、「国語講読」の内容・範囲をめぐる考え方になんらかの変化が生じたためであることが考えられる。

『国語教育』が、あるいは保科が、上古文・中古文をも含みうる「国語講読」論を展開することができた要因を考察する上で着目したのは、同誌掲載論文の変遷である。この変遷が示唆するのは、創刊から要目③の過程において、「現代文」と「古文」の概念が確立し始めたことである³⁰⁾。同誌は1925(大正14)年刊行の第10巻第9号において「現代文」教授の特集を組んでいる。この号において論稿を寄せている多くの論者に共通するのは、「現代文」と「古文」にそれぞれ異なる役割や目的を与えていることである。たとえば、「国民的自覚を喚起するが如きは古文の長ずるところ、忠実なる職務の人として実生活に資益するが如きは現代文の長ずるところ」、「古文の教授は形式に重を置く傾向がある。現代文は内容に重きをおく傾向がある。」などのように、「現代文」と「古文」の双方を「国語講読」の内容として設定し、二項対立的に論じているのである。それは「現代文」と「古文」という双方の概念が国語教育の内容として並置することが認知されてはじめて可能となる論述である。当時は、従来の文語体から口語体へと文体を変更する雑誌や新聞などが着実に増加している過程にあった。文部省の訓令や裁判の判決

文までもが口語体により提示されたことが、その浸透ぶりを象徴するものとして『国語教育』誌上においても紹介されている⁽³¹⁾。「現代文」概念の定着は、この口語文の定着とともになされてきたものであると考えられる。この「現代文」特集以降、同志には教科書（読本）の雑纂形式を改め「現代文読本」と「古文読本」の併用に転換するという提案や、教科を「現代文科」と「古文科」に分割させる提案などが掲載されることになる。創刊以来様々なテーマで巻頭論文を書き続けた保科自身も「古代文の取扱について」⁽³²⁾「古文の講義について」⁽³³⁾という題目の論文を掲載したのは、創刊から15年目に当たる1930(昭和5)年になってからのことである。このような掲載論文の変遷から、「現代文」の定着と並行して、相対的に「古文」にも「国語講読」の内容としての役割や機能が認められるようになってきた様子がうかがえる。上古文や中古文が「国語講読」の内容となりうる論理を保科らが展開できた要因として、以上のような「現代文」と「古文」をめぐる認識の変化があったことが推察される。

また、保科自身が編集した国語教科書（読本）の教材構成の変遷をたどると、要目②の公布下に発行された版において、中古文の教材が少しずつ増加していることがわかる。要目②の公布下においては、「国語講読」の教材の時代的範囲は、今文、近世文、近古文に限定されていたはずである。しかしこの時期、すでに教科書には中古文が採択されており、しかも教科書検定を通過しているのである⁽³⁴⁾。これは、上記の「現代文」「古文」概念の確立に伴い、教材採択の中心的な根拠が変化してきたことの表れと考えられる。要目①②においては、近古文、近世文は主に文章規範を学ぶための教材として採択されていた。特に、和漢混淆文体による近古時代の軍記物語は、その目的下において不可欠なものという評価を得ていたといえる。実際、保科編集の読本においても、源平盛衰記、平家物語、平治物語、太平記、増鏡、神皇正統記、吉野拾遺などが大半の教科書に採択されている。徒然草、方丈記などの随筆もすべての教科書に採択されているものの、ひとつの読本（全十巻）における分量としては、このような歴史的な事跡を話題にしたテキスト群が多くを占める結果となっている。そしてそれに伴い、中古文（特に和文体）は、「講読」の内容から除外されていたのである。しかし、前項で紹介した『国語教育』の「現代文」特集における論稿が示しているように、多くの論者が「現代文」の対概念として設置する「古文」とは、近世時代以前のテキスト群の総称である。彼らがそれを「古文」と称するとき、従来、中古文と近古文の間に引

かれていた境界線はすでに解消されている。そして、「国語」と「古文」の境界線は、現代文と近世文の間に移行しているのである。つまり、「文章規範」という評価軸に必ずしもとらわれず、多様な時代性と作品ジャンルを含みこんだ「古文」の扱いが論じられていることが『国語教育』以降の「国語講読」論の特徴であるといえる。このとき、近世文、近古文、中古文、さらには上古文を含めた「古文」という包括的なカテゴライズを可能にする評価軸となったのが、「国民性の涵養」という観点であろう。これは、上古文・中古文を「国語講読」の内容に加えるように提案した「中学教育改善案」（1929(昭和4)年）の主旨でもある。要目③が公布されたのは、1931(昭和6)年2月7日であるが、その基調になった「中学教育改善案」が文政審議会総会で可決されたのは、それより約2年前の1929(昭和4)年6月20日のことである。この中で、「国民精神の涵養に力むる」ことを目的とし、修身、歴史、地理等と並び、国語漢文の教材について以下のような改善案が示されている。

国語漢文講読の材料に於て従来に比し国民性の涵養に資すべきものを一層多からしめまた国語に於ては従来近古文に止めたるを簡易なる中古文及上古文にも及ぼし漢文は主として古来国民思想に關係ありたる邦人の著作並に漢籍より之を選び増課科目にありては国語漢文共に主として古今の名家の著書またはその抄本を使用せしむること（下線筆者）

さらに保科も、『国語教育』誌上において文学史的区分には拘泥せずに教材を採択することを主張していたのは、それが「文学的趣味の向上」や「国民的性情の陶冶」を図る上で、「祖先伝来の文学」が大きな意味を持つと考えていたためである³⁵⁾。

健全な文学を授けて、これに対する純美な趣味を養ふことがもつとも必要である。しからばいかなる文学をもつとも健全なものとして青少年に推奨すべきかといふと、それは祖先伝来の国民性を基礎としたもの、国民に固有な純潔の思想を歌つたもの、あるひは現代の清新な思想を描写したもの等が必要な条件である。つまり以上の条件を具備したもので、高潔な品性を養成するに足るものであれば、これを健全な文学と言つてよろしい。熱烈な愛国的精神を養成するのもやはり祖先伝来の文学である。かやうな文学ならば、今日の青少年にいくら耽読させても何等の危険がないのみならず、これによつて国民固有の精神すなはちいはゆる大

和魂が養はれるのである。

このように、「国民性の涵養」を重視する方針は、保科の「古文」教育観にも散見されるし、何よりも要目③を構成する理念となっていたのである。なお、「国文学史」が要目③において再び採り上げられることになったのも、これと同様の観点であると考えられる。実際に保科が「国文学史」について、「国民思想の培養上文学史がもつとも重要な任務を有することは明な事実である」と述べるその論調は、かつての芳賀矢一のそれと通底するものである³⁶⁾。「国文学史」の扱いについては要目①②③の過程において変化しているが、それが担う目的や意味については、保科に至っても決して否定されるものではないのである。

5. まとめ

要目①における「講読」の範囲の限定と「国文学史」の設置には、「国語」と「古文」の機能分化の発生を見出すことができる。すなわち、「講読」が同時代の言語や文章の規範を学ぶ時間として設置された一方で、文章規範とは異なる意味が見出された中古文・上古文を扱う時間となったのが「国文学史」であった。このとき「国文学史」には、単に文学史的知識を教授するのにとどまらず、それを通して日本人の国民性を学ばせることが企図された。前掲のように、芳賀矢一が「国文学史」を国語教育における「教授の中核」と主張したのは、その意味においてである。

その「国文学史」が要目②において廃止されたのは、中学校の教育内容の精選や改善への志向が反映されたためと考えられる。中学校の役割が従来の「エリート教育」というものから変化していく過程において、要目①はその変化に対応しているものではなかった。そのため、様々な教育誌上に批判的な論稿が掲載され、「普通教育」の範囲や程度が中学校教育全般にわたって議論されることになった。その中で国語及漢文科においては「国文学史」が組上に載せられることになり、結果的には「普通教育」の内容としてはふさわしくないものとして見做されたのである。要目②は、国語教育から「古文」が遠ざけられた時期であったといえる。

要目③において上古文・中古文が「国語講読」の内容として扱われるようになったのは、大正期における「現代文」という概念の定着が、同時に近世時代以前のテキスト群の総称としての「古文」という概念の形成をもたらしたことによるものと考えられる。『国語教育』が「現代文」特集を組んだ1925(大正14)年の時

点では、すでに「現代文」と「古文」という対概念が成立していた。また、保科編集の教科書からは教材採択に関して焦点となる評価軸が「文章規範」から「国民性の涵養」に移行したことが示唆されている。この移行が要目③における教科内容の転換をもたらしたと考えられる。

国語教育の制度上に「古文」と「漢文」を包含する「古典」という科目が設置されるのは、1960(昭和35)年の高等学校学習指導要領を待たなければならない。しかし、「古文」概念の形成過程は、中学校教授要目に示された「講読」(「国語講読」)の教科内容の変遷から辿ることができる。要目①において近古文と中古文との間に生じた「国語」と「古文」の境界線は、要目②における「国語」への傾斜を経て、要目③において近世文と現代文との間に移行することになる。さらに、この過程は、教材採択の根拠の中心が、「文章規範」から「国民性の涵養」に移行したことを表現していると考えられる。以上のような経過が、学習指導要領における「古典」設置の前史において見出せるのである。

注

- (1) 要目①においては「今文」と呼称されていたものが、要目②以降は「現代文」となった。
- (2) 従来は「国語及漢文」だった教科名称は要目③において「国語漢文」に改称された。
- (3) 筆者は、「古文」概念の形成過程の解明について継続的に研究を進めてきた。
 - ・八木雄一郎(2006)「小中村義象の国語教育論—明治20年代における『国語観の時代的拡大』の中で—」
 - ・同(2007a)「国語及漢文科における『国文学史』設置の意味」(平成18年度筑波大学大学院人間総合科学研究科学校教育学専攻中間評価論文)
 - ・同(2007b)「『国語』と『古文』の境界線をめぐる対立—『尋常中学校教科細目調査報告』(1898(明治31)年)における上田万年と小中村義象—」『国語科教育』第61集
 - ・同(2007c)「中学校教授要目の成立過程における文章観」(『日本語と日本文学』第45号)。
 - ・同(2008)「中学校教授要目改正(1911(明治44)年)における『国文学史』廃止の意味」『学校教育学研究紀要』創刊号
- (4) 谷口琢明(1985)『日本中等教育改革史序説—実学主義中等教育の摂取と展開—』第一法規
- (5) 本姓は「池辺」であるが、明治17年から30年までは古典講習科の設置に尽力した国学者・小中村清矩の養子となっていたため、その間小中村姓を名乗っていた。

- (6) 上田万年「言語上の変化を論じて国語教授の事に及ぶ」『国語のため 第二』（『明治文学全集44 落合直文上田万年芳賀矢一藤岡作太郎集』所収、筑摩書房、1967年、p. 172）
- (7) 上田万年（1894）「国語研究に就て」『国語のため』（前掲『明治文学全集44』所収、p. 116）
- (8) 同上、p. 117
- (9) 齊藤智朗（2003）「明治二十年代初頭における国学の諸相—池辺義象の著作を中心に—」（『國學院雑誌』第104巻第11号）
- (10) 小中村義象（1887）「古典学革弊私論」『東洋学会雑誌』第4号、
- (11) 小中村義象（1894）「教育家諸氏の一考を煩す」『日本文学』第8号
- (12) 同上（1895）「国語科を論ず」『國學院雑誌』第11号
- (13) 同上、p. 19
- (14) 小中村義象「国語科教授法の意見（前号の続き）」『大日本教育会雑誌』第162号
- (15) 上田万年「国語研究に就て」（『明治文学全集』p. 117）
- (16) イ・ヨンスク（1996）『「国語」という思想』岩波書店
- (17) 芳賀矢一「中等教育に於ける国文学史」『教育公報』276号、1903(明治36)年10月15日、p. 4
- (18) 同上
- (19) 「中学校長会議の答申」『國學院雑誌』第15巻第8号、1909(明治42)年8月15日、p. 105
- (20) このとき「国語及漢文科教授の改善方法如何」という諮問も同時に出されている。これに対して中学校長会議は、13項目にわたる詳細な改善案を答申として提出している。
- (21) 「中学校教授要目の発布」『教育時論』606号、1902(明治35)年2月15日
- (22) 「国文学史」について論じたものは、芝野六助「中等教育の国語教授を論じて読本編纂に及ぶ（つゞく）」（『教育（茗溪会）』324号）、安倍徳太郎「中等教育（主に中学校）に於ける『国語科』の地位」（『教育学術界』第17巻第6号、1908(明治41)年9月10日）、野村八良「中学校と国文学史」（『教育時論』873号、1909(明治42)年7月15日）など。
- (23) 玉井幸助「中学校の国文学史」『国語教育』第16巻第4号、1931(昭和6)年4月1日
- (24) 文部省内教育史編纂会（1939）『明治以降教育制度発達史』（教育資料調査会）附載の「学事諸統計」を参照。例えば1899(明治32)年には学校数191校、生徒数69,179名だったものが、1909(明治42)年には学校数305校、生徒数118,133名となっている（全国の官・公・私立の総計）。
- (25) 米田俊彦（1992）『近代日本中学校制度の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』東京大学出版会、pp. 117—118
- (26) たとえば、「国語科に就きての誤解」（『教育時論』345号（1894(明治27)年11月15日））、井上毅「国語講習会に於ける演説」（『大日本教育会雑誌』131号（1893(明治26)年8月25日））など。
- (27) 保科孝一「中等学校国漢文教授要目について」第4巻第12号、1919(大正8)年12月1日、p. 4

- (28) 保科孝一「中学校の学科課程について」第7巻第7号, 1922(大正11)年7月1日, p. 3
- (29) 要目③の「国語講読」において, 第四学年の増課教材として「前学年ノ材料ニ準ジ更ニ中古上古ニ於ケル文章ヲ選ビ授クベシ」という記述がある。
- (30) 「現代文」という概念が国語教育の中に定着したのが大正後期であるという指摘は先行研究において散見される。たとえば野地潤家(1998)は, 「現代文」教授の提唱自体は明治末期からあったものの, それが重視されるようになったのは大正後期からであったと指摘している。(『中等国語教育の展開』溪水社)
- (31) 牧野良三「文相が油を注いだ口語体」『国語教育』第4巻第9号, 1919(大正8)年9月1日, 彙報「口語体判決文」『国語教育』第5巻第5号, 1920(大正9)年5月1日
- (32) 『国語教育』第15巻第2号, 1930(昭和5)年2月1日
- (33) 『国語教育』第15巻第11号, 1930(昭和5)年11月1日
- (34) 保科編集による読本は, 要目①②の公布下, つまり1902(明治35)年~1930(昭和5)年の期間に, 以下の7種類が教科書検定を通過している。
- (1) 『新撰国語読本』訂正再版, 1905(明治38)年2月27日発行, 同年3月3日検定通過, 学海指針社
 - (2) 『中等教育日本読本』訂正再版, 1908(明治41)年2月10日発行, 同年同日検定通過, 鍾美堂
 - (3) 『大正国語読本』訂正版, 1916(大正5)年12月25日発行, 同年12月26日検定通過, 育英書院
 - (4) 『大正国語読本』修正再版, 1918(大正7)年12月15日発行, 同年12月21日検定通過, 育英書院
 - (5) 『大正国語読本』, 1923(大正12)年1月16日発行, 同年1月27日検定通過, 育英書院
 - (6) 『大正国語読本』第三修正訂正版, 1925(大正14)年11月28日発行, 同年12月3日検定通過, 育英書院
 - (7) 『昭和国語読本』第四修正版訂正版, 1928(昭和3)年12月10日発行, 同年12月18日検定通過, 育英書院
- このうち, (3)~(7)は同一編者, 同一出版社によるシリーズであり, さらにその出版社は『国語教育』を刊行していた育英書院である。したがって, これらは保科孝一の国語教育観を基軸として「古文」概念の形成過程を調査するための資料, あるいは事例として適当な条件を備えているといえよう。なお, このうち(4)(5)は入手することができなかったため, 以下の2冊を参考資料として用いることにした。
- (4) 『大正国語読本』修正版, 1918(大正7)年9月30日発行, 育英書院
 - (5) 『大正国語読本』第2修正版, 1922(大正11)年1月16日発行, 育英書院
- (35) 「国語教育と文学的趣味の養成」『国語教育』第5巻第11号, 1920(大正9)年11月1日, p. 5)
- (36) 「国文学の教育に重を置け」『国語教育』第4巻第5号 1919(大正8)年5月1日, p. 5

Basis of deciding curriculum in prewar Japanese education

Yuichiro YAGI

Discuss the statute that provided Japanese secondary educational content from 1900's to 1930's. This statute was established in 1902, and revised in 1911 and 1931. Since the provision in each statute is an important index to trace the formation process of Japanese Classics concept in Japanese education, the purpose of this writing is to reveal factors that brought about changes in such provision. For method of study, the articles and accounts published in journals at that time were used as clues in order to examine the provision of each statute and factors of revision. Consequently, it has led to following consideration. First of all, the coverage limitation of Reading and set up of Literary History in the statute of 1902 enabled to discover functional differentiation of Japanese and Japanese Classics. Next, the Literary History was removed from principal list of 1911, because intention to improve junior high school educational content was reflected. This period could be said as period wherein Japanese Classics was kept away from Japanese education. Furthermore, the coverage limitation of Reading in principal list of 1931 was eliminated due to fixation of Modern Japanese concept that also brought about the formation of Japanese Classics at the same time. Japanese Classics, as one course in Japanese education system, was set up in the Course of Study in 1960. However, the formation process of Japanese Classics concept could be traced from curriculum changes of Reading indicated by the statute. Namely, the borderline of Japanese and Japanese Classics that occurred in 1902 would shift to 1931. Moreover, this process also represents core basis in selection of educational material has transferred from "Standard of Writings" to "Cultivation of Nationalism". The above progress can be discovered in prehistory of Japanese Classics establishment in the Course of Study.